

2021（令和3）年2月

協議事項

1 基幹相談支援センターからの報告について【資料1】

《事務局より》

伊賀市障がい者相談支援センター（基幹相談支援）令和2年度実績報告について、【資料1】にまとめています。

1. 総合的な相談・専門的な相談支援では、コロナ禍ということで昨年度と比べ、実人数は増えていないが延べ人数としては、30件ほど増え、同じ方の相談を複数回受けている。計画相談や事業所からの相談件数が増えた。相談の内容では、虐待関係の対応が昨年度と比べて倍ほどに増えた。
2. 地域の相談支援体制の強化では、指定特定相談事業所に対して実地指導を行い、業務改善について指導した。
4. 権利擁護、虐待防止（障がい者虐待防止センター機能）の支援では、緊急性のある事案について、迅速性が求められるので警察や保健所と連携した対応を行った。また、虐待内容改善に向けて虐待者や虐待事業所に対して、複数回に及ぶ面談や調整を行った。
6. その他では、障がい理解や接し方などについての講演を行い啓発に努めた。

2 各専門部会からの報告について【資料2】

《事務局より》

【資料2-1】は、今年度の相談部会実績です。コロナ禍ということで2ヶ月に一度の開催としていましたが、12月以降は会議開催を控え、連絡事項等を適時行い情報共有に努めました。資料の最下段にまとめをしています。

【資料2-2】は、伊賀圏域で実施していますくらし部会の今年度実績です。ヘルパーワーキングでは、居宅支援のための人員や資源を有効活用するための新システムを構築しようという取り組みのため居宅支援事業所に対しアンケート調査を行いました。把握できた課題について更に情報収集と分析を進めていきます。

【資料2-3】は、伊賀圏域で実施しています就労部会の今年度実績です。雇用啓発ワーキングではコロナ禍ではありましたが、対象を絞り込み14社に対し企業訪問を行いました。同じく事業所連絡会ワーキングでは、伊賀圏域の就労系事業所に対し、事業所訪問を行いコロナ禍の影響や取り組み、今後の連携について聴き取りを行いました。第4期分が実施できませんでしたので来年度実施し、その後取りまとめ等を行う予定です。

また、メーリングリストを作成し、研修会や仕事受注に関する情報共有の運用を開始しました。より活用できるよう来年度マニュアル等を作成し積極的に活用していきます。

3 第3次伊賀市障がい者福祉計画の令和2年度事業実績（見込）について【資料3】

《事務局より》

【資料 3-1】では、今年度の事業実績について、1月末時点での見込みで作成しています。事業実績を【資料 3-2】にまとめていますので併せてご覧ください。多くの事業において、新型コロナウイルス感染症の影響があり達成率は全体的に悪くなっています。

4 第6期伊賀市障がい福祉計画・第2期伊賀市障がい児福祉計画案について【資料4】

《事務局より》

第6期伊賀市障がい福祉計画・第2期伊賀市障がい児福祉計画策定の目的等については、【資料 4-1】をご覧ください。障がい児に係る計画は、2018(平成 30)年度より策定が義務付けられましたが、『障がい福祉計画』と一体的に策定してよいとされておりますので、伊賀市は一体的に策定します。

また、伊賀市においても、国の指針に基づき、重点課題を設定しました。

【資料 4-2】国の成果目標見直し概要については、第6期障がい福祉計画策定にあたり、国が指し示す重点課題の成果目標内容を左の列で、伊賀市障がい福祉計画として掲げる目標値概要を第6期、第5期(参考)に記載しています。障がい児計画についても同様です。

【資料 4-3】サービス見込量算定根拠について説明しています。

これらに基づき、【資料 4-4】第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画案を作成しましたので、ご確認ください。朱書き部分が前回計画から変更した点、実績値及び今回計画の目標値となっています。

【資料4-4】第6期伊賀市障がい福祉計画・第2期伊賀市障がい児福祉計画(案)について、ご意見等ありましたら、2月19日までにご意見等いただき、修正等ありましたら会長・副会長と協議したのち、計画確定とさせていただきます。

確定した計画は、3月10日(水)の議員全員協議会にて計画を策定したことを報告します。

5 地域生活支援拠点事業実績について【資料5】

《事務局より》

【資料5】をご覧ください。2020(令和2)年4月1日施行された本事業については、緊急受入れ先として3法人7事業所が登録されました。この登録された事業所に対し、「伊賀市障がい者等緊急短期入所受入事業」として、2021(令和3)年1月末現在、知的障がい者3名が利用しました。

利用理由は、介助者の怪我(骨折等)による利用が2名、介助者の入院(救急搬送)による利用が1名でした。

5 その他

《事務局より》

令和3年3月31日を以て、伊賀市重度障がい者福祉手当(月額3,000円)、伊賀市重度障害児福祉手当(月額5,000円)を廃止することとなりました。本手当は、在宅の重度障がい者(児)に対し、生活の向上と介護者の負担を軽減することを目的に創設されました。

近年、障害福祉サービスが充実してきたことから、今後、在宅サービスの充実、通院や買い物等の移動に関する支援について重点的に施策を講じていきたいと考えております。

については、令和3年4月から障がい者等介護用品購入費助成事業、重度障がい児(者)自動車燃料費等助成事業を見直す予定です。